

諸外国の有罪確定後救済制度	
A.日本	
通常審	1.訴訟構造と特徴
	○当事者主義的構造 ・高度な訴追基準
	2.不提出証拠の開示制度／不使用証拠の開覧制度(請求〔予定〕証拠を除く)
	2-1.開示/開覧の対象
	2-2.不開示とされる場合
有罪確定後の主要救済制度	3.上訴制度
	3-1.事実誤認を理由とする上訴
	4.不利益再審
	5.確定事件に関する記録の保存・保管
	6..主要な救済制度
有罪確定後の主要救済制度	7.新事実・新証拠による救済基準
	8.救済申立の期間・回数・理由の制限
	9.判断主体と裁判管轄
	10.救済申立のための公的支援
	11.申立準備のための証拠収集手段／有罪確定後の検察官の証拠開示義務
	12.申立後の証拠採取手段
	13.救済手続の構造と手続
	14.検察官の不服申立の可否

諸外国の有罪確定後救済制度

		B.アメリカ(連邦・州) (※救済事例のほとんどは州事件)
通常審	1.訴訟構造と特徴	○当事者主義的構造 ・大陪審、罪状認否制度
	2.不提出証拠の開示制度／不使用証拠の開 覧制度(請求〔予定〕証拠を除く)	○検察官の証拠開示義務
	2-1.開示/閲覧の対象	○連邦証拠規則Rule16(a)(1) ・1.取調べ時の被告人の供述、2.録取又は録音された被告人の供述、3.被告人の以前の刑事記録、4.被告人の防御の準備に重要な 書証及び物証、5.専門家証言に関する情報等の開示と閲覧・謄写・撮影の機会の付与等。 ・両当事者間で公判前証拠開示会議(Pretrial Discovery Conference)を開催し開示の範囲や日程等を計画。会議の結果を踏まえて 裁判所に必要な裁定を要請できる。(Rule16.1) ・ただし、1.捜査・訴追との関係で当局職員が作成した報告書、メモその他の内部文書、及び証人予定者の供述で、Jencks Actによる 開示対象に該当しないもの(Rule16(a)(2))、2.大陪審の記録(Rule16(a)(3))は適用対象外。 ・公判期間中に発見された証拠の継続的開示義務(Rule16.(c)) ○連邦証拠規則Rule26.2(Jencks Act[18 U.S.C. § 3500]) ・主尋問で証言した証人の従前の供述であって、証言の主たる内容に関連するもの。該当性はイン・カメラ審査。 ○ブレイディ／ギグリオールール 検察官は、1.被告人に有利であり、かつ、被告人の罪責又は量刑にとって重要な証拠(Brady v. Maryland, 373 U.S.(1963))、2.検察側 証人に対する弾劾証拠(Giglio v. United States, 405 U.S. 150(1972))を、被告人側からの請求の有無に関わらず、開示する義務がある。 ○オープン・ファイル方式を採用している州 ・ノース・カロライナ(G.S. § 15A-903)、テキサス(Code of Cr.P., art. 39.14)、オハイオ(Cr. R., Rule16)、ニュージャージー(Corut Rrule, Rule 3:13-3)、イリノイ(Sup. Court Rule, Rule 412-415)、マサチューセッツ(Rule of Cr.P., Rule 148(a)(1)(A))、フロリダ(Rule of Cr.P., Rule 3.320) ○米国法曹協会法律家職務規範規則Rule3.8(d) ・被告人の罪責又は量刑に有利に作用する証拠の全面的開示義務を定めている。法規範ではないが違反すると法曹協会による懲戒 (検察官も法曹資格者として対象になる)や民事上の損害賠償責任の根拠にはなることから、規範性を伴っている。
	2-2.不開示とされる場合	○裁判所の保護・変更命令 ・国家の安全にとって重要な情報の保護等の「正当な理由」があると認める場合(Rule16(d)(1))
	3.上訴制度	○連邦及び多数の州は三審制(控訴と裁量的上告)、二審制(第一審と上告審)は8州 ○無罪判決に対する上訴の禁止
	3-1.事実誤認を理由とする上訴	○控訴審も上告審も法律審 ・事実審理をやり直す必要があるときは必ず事実審裁判所に破棄差戻し。
有罪 確定 後の 主要 救 済 制 度	4.不利益再審	○衆院憲法修正5条により二重の危険を禁止
	5.確定事件に関する記録の保存・保管	○司法省や警察組織が法規に基づく方針やガイドラインを定めて管理 ・連邦機関の場合、国立公文書記録管理局(NARA)の記録管理表に従って管理が行われている。 ○生体資料の保存義務については特別の立法あり(→10を参照)
	6.主要な救済制度	○人身保護令状(Habeas Corpus)の請願(連邦法については、28 USCA § 2241) ・違法拘禁からの救済を得るための民事手続であるが、アメリカにおいては歴史的に冤罪を理由とする主たる救済手段として利用され てきた。例えば、弁護人の援助を受ける権利の侵害や検察官の開示義務違反を理由として、それが有罪判決に影響を及ぼしてい る蓋然性があれば、請願が認められる。 ・州事件の連邦裁判所への救済申立は州法上の救済手段を尽くすことが優先(28 USCA § 2254(b)) ・州死刑事件の連邦裁判所への請願に対する特則、例えば請願中の死刑執行停止(28 USCA § 2261 to § 2266)) ○連邦受刑者による確定有罪判決の取消・変更請求(28 USCA § 2255) ・憲法又は連邦法違反していること等の他、他の有罪確定後の副次的救済対象になることを理由とすることもできる。 ○刑事訴訟規則上の再公判の申立て ・法令違反又は新証拠を理由とする公判裁判所による自己是正手続(例えば、連邦刑訴規則Rule 33) ○自己誤審令状(Coram Nobis)の請願 ・新証拠によるノバ型の救済。他の手段がない場合の補充的なコモン・ロー上の救済制度。 ○その他に、特別のものとしては事後救済令状(audita querela)、恩赦(pardon)がある。 ○ノース・カロライナ州は「冤罪調査委員会」を設置
	7.新事実・新証拠による救済基準	・新証拠に基づく再公判の要件は、1.判決前に新証拠を知らなかった、または利用できなかったこと、2.注意しても発見できなかったこ と、3.重複証拠や単なる弾劾証拠ではない、重要な証拠であること、及び4.当該証拠を加えれば再公判により無罪となることが十分に 予想できることとされている。ただし、新証拠がブレイディ／ギグリオールールに基づく開示義務違反の証拠である場合は3及び4の基準 は緩和され、「当該証拠が適時に開示されていたならば判決は異なっていたであろう蓋然性」を合理的に肯定できれば足りると解され ている。(U. S. v. Laureano-Salgado, 933 F.3d 20 (1st Cir. 2019); U. S. v. Tucker, 61 F.4th 194 (1st Cir. 2023))
	8.救済申立の期間・回数・理由の制限	○人身保護令状の請願は拘禁からの釈放される前 ・同一理由に基づく申立不可(28 U.S.C.A. § 2244(d) ・連邦裁判所に対する人身保護令状の請願は終局判決から原則1年以内かつ一回(28 U.S.C.A. § 2244(d)、§ 2255(f)) ○自己誤審令状の申立期間は明示的制限なし(規則上の再公判申立期間終了後でも申立可能) ○規則上の再公判の申立は有罪判決後の一定期間に制限 ・連邦の場合、新証拠の発見を理由とするときは有罪判決後3年以内 ・それ以外の理由によるときは有罪判決後14日以内
	9.判断主体と裁判管轄	○人身保護令状は拘禁者の所在地を管轄する裁判所に請願 ○再公判は原裁判所
	8-1.裁判官の除斥等に関する規定	規定なし
有罪 確定 後の 主要 救 済 制 度	10.救済申立のための公的支援	○Conviction Integrity Unit(CIU) ・郡検察庁および一部の州では州の司法省に置かれた冤罪検証部門。Equal Justice InitiativeのHPによれば2022年時点で95設置。
	11.申立準備のための証拠収集手段／有罪 確定後の検察官の証拠開示義務	○連邦及び州の情報自由法(FOIA)による情報公開請求 ・連邦の場合は「2016年情報自由法」(5 U.S.C.A. § 552)にしたがって公開請求ができる。法執行機関の保有する文書も適用対象とし た上で、法執行機関が保有する記録や情報については § 552(b)(7)(A)〜(F)に一定の除外事由を設けている。 ○インセンス・プロテクション法(18 U.S.C.A. § 3600, § 3600a) ・生体資料の保存を義務付け、冤罪を訴える者がDNA鑑定のために使用することを可能にしている。 ・全米で同様の法律が制定されている。 ○テキサス州のジャンクサイエンス令状(Texas Code of CrP, Art.11.073) ・問題のある科学的証拠に基づき有罪判決を受け、その後使用が可能になったより信頼性の高い科学的証拠を使用すれば結論が変 わる蓋然性を証拠の優越を以て認定できる場合に、人身保護令状請求に基づく救済を許可するもの。 ○ABA法律家職務規範規則(Rule 3.8.(g)) ・検察官が、有罪とされた者が犯罪を犯していない蓋然性があると合理的に認められる重要で信用できる新たな証拠の存在を知った ときは、速やかに当該証拠を適切な裁判所又は当局に開示すること、及び、有罪事件が「管轄内の事件であるときは、速やかに被告人 に当該証拠を開示し、かつ再捜査を行うことを義務づけている。
	12.申立後の証拠採取手段	・人身保護令状の請願は民事手続であり、裁判所の許可により民事訴訟法上のディスカバリー手続の利用が可能。 ・28 U.S.C.A. § 2255による救済請求は刑事手続として位置づけられており、裁判所の許可により刑事及び民事訴訟法上のディスカバ リー手続が利用可能とされている。
	13.救済手続の構造と手続	○人身保護令状の請願 ・理由がある場合、無条件に釈放を命じる場合と、一定期間内に再公判を開くのでなければ釈放を命じる場合がある。 ○再公判の請求については、再公判の命令と再公判の二段階構造
有罪 確定 後の 主要 救 済 制 度	14.検察官の不服申立の可否	○人身保護命令に対する上訴は原則として可能 ○再公判命令に対する上訴は連邦では可能(18 U.S.C.A. § 3731)であるが、州では分かれる。 ・認めない州では、上訴を認める規定の不存在や上訴が許される終局裁判に当たらないことが理由とされている。

諸外国の有罪確定後救済制度	
C.イギリス(イングランド及びウェールズ)	
通常審	1.訴訟構造と特徴
	○当事者主義的構造 ・罪状認否制度
	2.不提出証拠の開示制度／不使用証拠の開示制度(請求〔予定〕証拠を除く)
	○検察官の証拠開示義務
	○1996年刑事訴訟及び捜査法(CPIA1996)の定める開示義務 ・1.検察官の主張を崩し又は被告人の主張を支える合理的可能性のある証拠(s.1(a))、2.被告人側による開示後の主張関連証拠の追加開示(s.7A(2))。 ・検察官の開示義務は有罪若しくは無罪の言渡し又は検察官による公訴取消しまで継続。(s.7A(1)) ○同法の服務規程の定める開示義務 ・当該規程は警察から検察官に事件の関連証拠の送付漏れがないようにするための定めを設けた上で、被告人が治安裁判所における罪状認否の際に無罪答弁を行った場合やその意思が検察官に伝えられた場合、開示対象に当たる証拠は全て開示したことの証明書のあるい非開示の機密資料に該当しない不使用資料の標目を被告人に交付することを義務付けている。(CPIA1996(section 23(1)) Code of Practice,10.1-10.3) ○コモン・ロー上の開示義務 ・コモン・ロー上、検察官は、訴追から公判の終了に至るまで、被告人の請求の有無に関わらず、そうしない正当な理由がない限り、全ての関連資料の開示義務を負う。(参照、R v Ward [1993] 1 WLR 619)
	2-1.開示/閲覧の対象
	○裁判所が、開示することが公共の利益に反すると認め、その旨命令した場合。(CPIA1996 s.3(6), 7A(8)) ・警察が開示は重要な公共の利益に重大な不利益を及ぼす現実的な危険があると判断する資料は、警察の開示担当官が機密資料として別の証拠標目を作成して管理し、標目にも記載できないほど機密性の高いものはこれと別途検察官に通知される。機密資料に該当し得る情報はCPIA1996(section 23(1)) Code of Practice,September 2020, para.6.14において詳しく列挙されている。 ○2016年捜査権限法56条により開示が禁止されている資料 (CPIA1996 s.3(7), 7A(9))
	2-2.不開示とされる場合
	○三審制(控訴と許可による上告) ○無罪評決に対する上訴不可
	3.上訴制度
	○治安裁判所の略式判決は刑事法院に覆審型控訴 ○控訴院、最高裁は法律審 ・有罪判決に事実誤認につながる法的瑕疵が認められるときは、事実審裁判所に破棄差戻し。
	3-1.事実誤認を理由とする上訴
	○ファルサ型不利益再審規定(適用例なし) ○謀殺等重大事件のノバ型不利益再審規定
	4.不利益再審
	○1996年刑事訴訟及び捜査法26条(1) ・捜査過程で得られた事件関連情報・資料の保存に関する服務規程の作成を義務付けており、当該規定に基づく服務規程第6章において保管の対象と保存期間を規定。 ○1984年警察及び刑事証拠法22条は、押収物を必要な限り保存することを義務付け ○捜査や訴追記録は警察や王立検察庁が内規を定めて管理 ・警察: National Police Chiefs' Council (NPGC) Guidelines ・検察: CPS Casework Retention Schedule
	5.確定事件に関する記録の保存・保管
有罪確定後の主要救済制度	6..主要な救済制度
	○刑事事件再審委員会(Criminal Cases Review Commission)。(1995年刑事上訴法により設置) ・有罪判決に対するノバ型の再審査及び刑の宣告に対する法的観点からの再審査のための制度(1995年刑事上訴法13条(1)項)
	7.新事実・新証拠による救済基準
	・CCRCが有罪判決または刑の宣告が支持されない「現実的可能性がある」と判断した場合には、付託決定が行われる。付託決定は控訴と同様に取り扱われ、原判決に対する控訴管轄裁判所(控訴院、刑事法院、北アイルランドの裁判所)において審理が行われる。(1995年刑事上訴法13条(1)項)
	8.救済申立の期間・回数・理由の制限
	規定なし
	9.判断主体と裁判管轄
	○刑事事件再審委員会(CCRC) ・法曹を3分の1以上、刑事司法の知識又は経験を有する者を3分の2以上含む11人以内の委員により構成
	8-1.裁判官の除斥等に関する規定
	規定なし
	10.救済申立のための公的支援
	○法律扶助制度 ・CCRCに対し適法に再審請求のできる事件であって、CCRCの付託決定の基準を満たす可能性があると認められることという要件を満たす限り、請求準備の段階からCCRCの審査手続の過程を通じて、請求人は、法律扶助協会(LAA; Legal Aid Agency)の運営する法律扶助を通じて、無料で弁護人の援助を受けることができる。
	11.申立準備のための証拠収集手段／有罪確定後の検察官の証拠開示義務
	○2000年情報自由法による閲覧請求 ・捜査や刑事手続との関係で得られた情報については広範な除外規定を設けている(同法30条、31条)。 ○コモン・ロー上の開示義務 有罪認定の「安全性」(safety)に疑いを生じさせる資料が発見された場合の検察官の開示義務(参照、Nunn v. Chief Constable of Suffolk Constabulary and Another [2014] UKSC 37, para.35; Attorney General's Guidelines on Disclosure, para.140)
	12.申立後の証拠採取手段
	○CCRCが職権で資料を取寄せ(CAA1995 s.17-18) ・公的組織に対して保有又は管理する文書その他の資料を提出し、CCRC自らが立入って持出し、あるいは保全することを求めることができる。文書その他の資料には対象事件又はこれに関連する事件の捜査又は手続において取得又は作成されたあらゆる文書その他の資料が含まれる。通常であれば文書やその他の資料の提出や委員会へのアクセスを妨げるような、秘密保持義務その他の開示制限(法律またはその法律に基づいて課される義務を含む)があったとしても、それによって要請に応じる義務が影響を受けるものではない。 ・ただし、一定の政府保有資料は対象外。 ・民間組織が保有又は管理する文書その他の資料については、CCRCの申立により刑事法院の命令に基づき取得。
	13.救済手続の構造と手続
	○CCRCから控訴裁判所への付託と控訴裁判所による審理の二段階構造 ・控訴審は付託決議に理由が認められるときは破棄自判することが多く、さらに事実審理が必要な場合にのみ刑事法院に差戻しとなる。(2023年度においては24件の審理が行われ、うち19件において原判決が破棄されたが、差戻しは2件のみ。)
	14.検察官の不服申立の可否
	○CCRCの控訴院付託決定に対する検察官の不服申立ては不可 ・付託を受けた控訴審の判決は通常の上訴と同様に扱われるため、重要な法律問題がある場合に、控訴院の許可を得て最高裁への上告が可能。

諸外国の有罪確定後救済制度

	D.カナダ
通常審	1.訴訟構造と特徴
	○当事者主義的構造 ・罪状認否制度
	2.不提出証拠の開示制度／不使用証拠の開示制度（請求〔予定〕証拠を除く）
	2-1.開示／閲覧の対象
	○R v Stinchcombe, [1991] 3 SCR 326 ・検察官は、自己の保有するすべての関連情報を被告人側に対して開示する法的義務を負う。捜査によって得られ、検察が保有している情報は、有罪判決を得るために検察官のためのものではなく、正義を実現するために用いられるべき公共の財産である。開示義務には、情報の秘匿に関する裁量権及び開示の時期や方法に関する裁量権が伴う。 ○R v McNeil, 2009 SCC 3 (CanLII), [2009] 1 SCR 66 ・Stinchcombe 判決における検察官の証拠開示義務に不可欠な前提として、警察には、被告人に対する捜査に関連するすべての資料を検察官に開示する義務がある。この義務を果たすにあたり、捜査を担当する警察は、法的には検察官とは別個かつ独立した存在であるものの、「第三者」としてではなく、検察官と同じ「第一当事者」としての立場で行動するものとして扱われる。 ○カナダ連邦検察庁業務マニュアル (Public Prosecution Service of Canada Deskbook) ・第2部「検察官の行動原則」2.5章「証拠開示の諸原則」は、「検察官は、被告人が検察官の主張に反論するため、防御を構築するため、又は、例えば証拠を提出するかどうかといった弁護活動の方針に影響を与える判断を行うために、合理的に利用しうる情報であれば、それが被告人に有利不利を問わずすべて開示する義務がある。被告人が十分な反論・弁護を行う権利が損なわれる合理的な可能性がある場合は、開示義務のある情報との関連性を肯定できる」と記載している。
	2-2.不開示とされる場合
	・R v Stinchcombe, [1991] 3 SCR 326によれば、検察官の証拠開示義務には、情報の秘匿に関する裁量権及び開示の時期や方法に関する裁量権が伴うとされている。これを受けて、カナダ連邦検察庁業務マニュアル para.2.5章は、「最高裁は、開示義務が広範であるとはいえ絶対的なものではなく、開示の時期や正当な目的のために情報を秘匿することについて、検察官に裁量があることを明確にしている。これには、警察の情報提供者の保護、内閣機密、国家の安全保障、国際関係、および国防に関する情報の保護が含まれる。また、当該開示義務には次のような制限もある。被告人には、真実発見の過程をゆがめるような情報を得る権利はない。」と記載している。
通常審	3.上訴制度
	○三審制（控訴と裁量的上告） ○無罪判決に対しては法律問題のみを理由に上訴可能
	3-1.事実誤認を理由とする上訴
	○事実誤認を理由とする控訴も可能 ○上告審は法律審
通常審	4.不利益再審
	○不可
通常審	5.確定事件に関する記録の保存・保管
	○判決後も捜査・訴追記録の保存義務がある。 ○警察や検察の内規により管理 ・オンタリオ州は重大事件について Major Case Management regulation (Reg. 354/04) を定めて記録の電子化による長期保存を行っている。
有罪確定後の主要救済制度	6..主要な救済制度
	○誤判審査委員会 (Miscarriage of Justice Review Commission) (デイヴィッド・ジョイス・ミルガード法〔2024年12月17日成立〕により新設) ・2002年に司法省内部に有罪事件審査部門 (Criminal Case Review Group) を設置して、救済申立に対する審査を行ってきた。当該制度は司法大臣の下におかれていたが、独立委員会形式の誤判審査委員会に改めると共に、再審の基準も見直された。 ・新事実によるノバ型の誤判審査 (カナダ刑事法 第696.6(5)条)
	7.新事実・新証拠による救済基準
	・MJRCは調査結果に基づき、重大な司法の誤りが生じた可能性がある(may)と結論付ける合理的理由が認められ、かつそうすることが正義の利益にかなうと考える場合は、再公判を開かせるか、控訴審に付託するかを選択できる。
	8.救済申立の期間・回数・理由の制限
	規定なし
	9.判断主体と裁判管轄
	○誤判審査委員会 (MJRC) ・法律家を3分の一以上含む5～9人の委員により構成
	8-1.裁判官の除斥等に関する規定
	規定なし
	10.救済申立のための公的支援
	○MJRCによる支援 (Criminal Code 696.84(1)(2)) ・MJRCが、支援を必要とする申請者に対して、サービス提供者と契約をすることを含めた支援を提供できる。当該支援には、(a) 支援を必要とする人々のための地域のサービスへ案内すること、またはそのサービスの利用を援助すること、(b) 翻訳および通訳サービスを提供すること、(c) 手段を持たない場合に、食料や住居などの生活必需品に関して援助すること、(d) 手段を持たない場合に、申請を行うことや、委員会が作成した調査報告書に対して書面での回答を行うことに関連して、法的支援を受けるための援助をすることが含まれる。
有罪確定後の主要救済制度	11.申立準備のための証拠収集手段／有罪確定後の検察官の証拠開示義務
	○カナダ連邦検察庁業務マニュアル2.5は、「検察官の証拠開示義務は継続的なものであり、捜査・訴訟の過程を通じて検察官が知るようになった、または入手した情報が関係しており、有罪判決後も、上訴審の判決が下された後や上訴期間が過ぎた後も続く」と記載している。
	12.申立後の証拠採取手段
	○誤判調査のために公的調査委員会法 (Inquiries Act) 第一部の定める調査権限 (Criminal Code 696.2(2)) ・公的調査委員会法 Part. I 4条 委員（調査官）は、証人を召喚する権限を有し、証人に対して以下を求めることができる。 (a) 口頭または書面で証言を行うこと。証言は宣誓の上で、または民事事件において宣誓に代えて確言する権利を有する者については、厳粛な確言の上で行うこと。 (b) 委員が調査の完全な遂行に必要と認める文書その他の物を提出すること。 5条 委員は、証人の出頭を強制し、証言をさせるための権限について、民事事件における記録裁判所 (court of record) に与えられているのと同じ権限を有する。
有罪確定後の主要救済制度	13.救済手続の構造と手続
	○MJRCによる救済の決定 (Criminal Code 696.2(2)) と管轄裁判所による審理の二段階構造 ・再公判決定が行われた場合は第一審において、控訴付託決定が行われた場合は控訴審において審理が行われる。
有罪確定後の主要救済制度	14.検察官の不服申立の可否
	○MJRCの決定に対する不服申立は不可

諸外国の有罪確定後救済制度	
	E.フランス
通常審	1.訴訟構造と特徴
	○職権主義的構造 ・弾劾的予審制度
	2.不提出証拠の開示制度／不使用証拠の開示制度（請求〔予定〕証拠を除く）
	○予審記録の開覧・謄写権（刑訴114条）
	・弁護人は予審記録の開覧及び記録中の文書等の写しの交付請求ができる。（刑訴114条3項、5項）
	2-1.開示／開覧の対象
	・予審判事は、理由を明示した決定によって記録の写しの交付の請求を拒否することができる。（刑訴114条6項）
	2-2.不開示とされる場合
	・その際、証人や捜査関係者を保護する目的で記録の写しの交付を拒否することもできる。（同条10項）
3.上訴制度	○三審制
	○控訴審は覆審型 ○上告審は法律審
	3-1.事実誤認を理由とする上訴
	○不可
4.不利益再審	○不可
	○捜査記録を含めむ訴訟記録は保存期間中は司法省の定めた記録管理指針に従い裁判所が保管。保存期間経過後も廃棄せずにさらに保存することとした記録は公文書館に移して保管。
5.確定事件に関する記録の保存・保管	・代表的な記録管理指針として、「司法機関で作成される記録の選別・保存に関する指針」や 国家文書行政局（Service interministériel des Archives de France）の記録管理指針がある。
有罪確定後の主要救済制度	6..主要な救済制度
	○利益再審・再審査（2014年に機能強化のための全面改正） ・新事実の発生又は新要素の判明を理由とするノバ型の誤判救済。（刑訴622条） ・欧州人権裁判所により確定有罪判決が欧州人権条約に違反すると判断された場合の再審査（2000年の「無罪推定の保護と被害者の権利強化」に関する法律により導入）。（刑訴622-1条）
	7.新事実・新証拠による救済基準
	・予審委員会は、以前の請求の際に提示された新事実又は知りえていなかったとされる証拠をすべて考慮に入れて判断を行い、新事実が生じ、又は裁判の際に知りえていなかった証拠が発見されたと評価される場合には、再審裁判所に請求を付託する。（刑訴624-2第1項） ・再審理由は、「有罪判決後に新たな事実が発生し、又は確定前に裁判所が知らなかった要素が明らかになった結果、それが被告人の無罪を証明する性質を有するか、あるいはその有罪について疑いを生じさせる場合」に認められる。（刑訴622条）
	8.救済申立の期間・回数・理由の制限
	規定なし
9.判断主体と裁判管轄	○破棄院の「再審・再審査裁判所」
	・破棄院の5人の司法官からなる予審部と13人の司法官からなる裁判部の合計18名の司法官により構成。（刑訴623条1項）
10.救済申立のための公的支援	○前審閣与裁判官の予審部及び裁判部からの除斥。（刑訴623-1条4項）
11.申立準備のための証拠収集手段／有罪確定後の検察官の証拠開示義務	
12.申立後の証拠採取手段	○予審委員会による調査 ・予審委員会は刑事訴訟法典の定める手続に従い、自らまたは委任状を発付する形で請求の審理に有用な調査行為を行うことができる。罪を犯したと疑われる者からの聴取を除き、事件当事者（申立人や弁護人、検察官、訴訟参加人、その弁護人）からの聴取も行うことができる。（刑訴624条） ・予審委員会は、真犯人が存在する可能性が認められる場合、管轄地域の検察官に通知し、必要な捜査を行わせることができる。（刑訴624-2条） ・申立人は予審委員会に必要な調査請求や無償による訴訟記録の謄写請求ができる。（刑訴624-5条、624-6条）
13.救済手続の構造と手続	○再審申立の場合、予審委員会から再審裁判所（裁判部）への付託決定、再審裁判所による理由審査、原裁判所における対審公開の三段階構造。 ・再審裁判所は、必要な補充調査と本案審理を行った上で、理由を付した判決を公開法廷において宣告（刑訴法624-3条）。請求に理由があると判断したときは、有罪判決を取消し、新たな対審公開を行うことが可能な場合は、原裁判所と同じ事物管轄の裁判所に事件を送付のために、確定判決をした裁判所と同一審級の別の裁判所に移送し、そうでない場合は再審裁判所が自判する。（刑訴624-7 条）
14.検察官の不服申立の可否	○予審委員会の付託決定に対する不服申立はできない。（刑訴624条5項）
	○再審・再審査裁判所の裁判に対しても不服申立はできない。

諸外国の有罪確定後救済制度

	F.ドイツ
通常審	1.訴訟構造と特徴
	○職権主義的構造 ・裁判所の事案説明義務と被疑者・被告人の強度な防御権保障
	2.不提出証拠の開示制度／不使用証拠の開覧制度（請求〔予定〕証拠を除く）
	○記録・証拠の開覧権（刑訴147条）
	2-1.開示／開覧の対象
	・弁護人は裁判所に存在する記録及び検察官が起訴時に裁判所に提出すべき記録（いわゆる「一件記録」）並びに職務上保管されている証拠を開覧することができる。弁護人がいない被疑者・被告人も一定の制約のもとで開覧することができる。（刑訴147条1項、4項） ・捜査機関は恣意的に選択して捜査記録を残してはならない（記録の完全性・真実性の原則）。検察官の手控えやその他の業務の内部的な関係書類（例えば調書作成のために作った裁判長の署名のない原文）は一件記録に含まれない。 ・捜査対象から外れるまでの過程で得られた被疑者以外の者に対する「証跡記録」を一件記録に含める必要があるかどうかについては議論があり、判例は原則として対象外とするが、いずれにせよ一件記録に含まれる証跡記録には開覧権が及ぶ。また、判例は、刑訴147条1項の記録開覧権はドイツ基本法103条1項の保障する法治国家的手続を求める権利を具体化したものであって、証跡記録であってもそれが被疑者・被告人の罪責の認定や法の適用にとって重要な内容を含むものであるときは、一件記録に含まれていなくても、記録開覧権が及ぶと解している。（BVerfGE 63, 45; BVerfG beschl. v. 12. Nov. 2020） ・被疑者・被告人の供述調書、弁護人の立会いが認められた裁判官による証人尋問・検証調書及び鑑定書の開覧権は絶対的に保障される。（刑訴147条3項）
	2-2.不開示とされる場合
	・捜査終了前の記録開覧は捜査目的を害しない範囲で許される。ただし、被疑者・被告人の身体拘束の適法性を判断するための重要情報に対する開覧は拒否できない。（刑訴147条2項） ・有効な秘密保護の約束が行われた情報や捜査機関が刑訴96条の押収拒絶権を行使した公務文書は一件記録に含まれない。
	3.上訴制度
	○地裁管轄事件は二審制（第一審と上告審） ○区裁管轄事件は三審制（第一審、控訴審、上告審）
	3-1.事実誤認を理由とする上訴
	○控訴審は覆審型 ○上告審は法律審であり、新たに実体審理が必要である場合は破棄差戻し。 ・ドイツでは事案説明義務違反や論理則・経験則違反が上告理由として認められており、日本の刑訴382条の控訴理由として認められてきた「審理不尽」や「論理則・経験則等に反する明らかに不合理な認定」という事実誤認の定義と重なる部分があることに注意を要する。
有罪確定後の主要救済制度	4.不利益再審
	○ファルサ型不利益再審規定（刑訴362条） ○略式決定に対する重罪であることを理由とする不利益再審規定（刑訴373a条）
	5.確定事件に関する記録の保存・保管
	○州ごとの記録規則に基づき検察が管理
	6.主要な救済制度
	○利益再審（新証拠又は新事実を理由とするノバ型及びファルサ型）（刑訴359条）（1964年及び1974年改正法により請求人の権利強化、1998年改正法により欧州人権条約違反を利益再審理由（6号）に追加） ○憲法裁判所法上の再審（憲法裁判所法79条1項）
	7.新事実・新証拠による救済基準
	・それ単独又は旧証拠と総合して判断したとき、無罪等を言い渡すに適した新たな事実又は証拠が顕出されたとき。（刑訴359条5号）
	8.救済申立の期間・回数・理由の制限
	○期間・回数の制限はなし。
有罪確定後の主要救済制度	9.判断主体と裁判管轄
	○事物管轄を同じくする原判決を行った裁判所以外の裁判所（裁判所構成法140a条）
	8-1.裁判官の除斥等に関する規定
	○再審を申し立てられた裁判に関与した裁判官は、再審の裁判に関与することができない（刑訴23条Ⅱ項）
	10.救済申立のための公的支援
	○再審手続及び申立準備のための国選弁護人請求権（刑訴法364a.b条）（1974年改正により導入）
	11.申立準備のための証拠収集手段／有罪確定後の検察官の証拠開示義務
	○刑訴147条1項による記録の開覧 ・確定判決後も確定事件の刑の執行手続における申立や再審請求の準備のために記録開覧権を行使できる。確定後に記録の開覧請求は検察官に対して行われる。検察官が記録開覧を認めない決定をしたときは、裁判所に不服申立ができる。（刑訴147条5項）
	12.申立後の証拠採取手段
	○裁判所の職権証拠調べ ・裁判所が証人・鑑定人の尋問や検証の実施を決定した場合は検察官、有罪とされた者及び弁護人に立会権が与えられる。ただし、有罪とされた者が裁判地以外の場所に拘禁中である場合は例外。（刑訴369条3項）（1964年改正により新設）
有罪確定後の主要救済制度	13.救済手続の構造と手続
	○再審請求審における許容性審査及び理由審査と再審公判の三段階構造 ・許容性審査は口頭弁論を開かず行われる。証拠調べは行われない。（刑訴368条） ・再審請求を適法と認めるときは、理由審査に必要な範囲で証拠調べが実施される。証拠調べの立会権につき、受刑中の者は場所により制限される。（刑訴369条）。 ・主張に十分な根拠が欠けるなどの場合は、口頭弁論を開かずに請求棄却が可能。（刑訴370条）。 ・有罪とされた者が死亡した場合又は検察官の同意がある場合は、再審公判を開かず直ちに無罪判決が可能。（刑訴371条）。
	14.検察官の不服申立の可否
	○開始決定に対する検察官の抗告の禁止（刑訴372条）（1964年改正法により禁止）

諸外国の有罪確定後救済制度	
G.韓国	
通常審	1.訴訟構造と特徴
	○当事者主義的構造 ・大正刑訴がベース、当事者主義に展開したが職権主義的側面も残している。検察官の客観義務。
	2.不提出証拠の開示制度／不使用証拠の開示制度（請求〔予定〕証拠を除く）
	○検察官の保管する記録の開覧権（刑訴266条の3） ○訴訟係属中の関係書類の開覧・謄写権（刑訴35条）（なお、起訴状一般主義は不採用）
	2-1.開示／開覧の対象
	○公訴提起後、検察官が保管している書類又は物の開覧・謄写権（刑訴266条の3第1項） ・被告人又は弁護人は、公訴提起された事件に関する書類又は物の目録や公訴事実の認定又は量刑に影響を与え得る次の書類又は物の開覧・謄写又は書面の交付を請求できる。 1.検察官が証人として請求する者が公判期日前に行った供述を記載した書類等、2.検察官請求証拠の証明力と関連する書類等、3.被告人又は弁護人が行った法律上・事実上の主張と関連する書類等。 ・証拠目録の開示を遅滞なく履行しなければ、証拠調べ請求不可。（刑訴266条の3第5項）
有罪確定後の救済制度	2-2.不開示とされる場合
	○国家の安全保障、証人保護の必要性、証拠隠滅のおそれ、関連する事件の捜査に支障が生じる具体的なおそれがある場合など、証拠の開示を認めない相当な理由があると認められるとき（刑訴266条の3第2項）。 ・検察官が開覧・謄写を拒否した場合は、裁判所の裁定を申し立てることができる。裁判所は、「開覧・謄写又は書面の交付を許容する場合に生ずる弊害の種類・程度、被告人の防御又は裁判の迅速な進行のための必要性及び当該書類等の重要性等」を考慮して裁定。（刑訴266条の4第2項） ・許可決定に対する検察官の不服申立は不可。（刑訴266条の4第5項）。
	3.上訴制度
	○三審制
	3-1.事実誤認を理由とする上訴
	○控訴審は続審型であるが、国民参与制度の実施に伴い判例は事後審性を重視。 ○上告審は法律審
有罪確定後の救済制度	4.不利益再審
	○不可
	5.確定事件に関する記録の保存・保管
	○法務部令「検察保存事務規則」により、第一審裁判所に対応する検察庁が保存。
	6..主要な救済制度
	○利益再審（刑訴420条） ○憲法裁判所法上の再審（韓国憲法裁判所法47条3項75条5項及び6項） ○具体的事件を対象とした特別の救済機関の設置（過去事清算の一環） ・例えば、5.18民主化運動等に関する特別法や2000年疑問死真相究明委員会の設置、2017年の検察過去事委員会（大検察庁真相調査団）の設置。
有罪確定後の救済制度	7.新事実・新証拠による救済基準
	無罪等を言い渡すべき明白な証拠が新たに発見されたとき。（刑訴420条5号）
	8.救済申立の期間・回数・理由の制限
	○期間・回数の制限なし。
	9.判断主体と裁判管轄
	○原裁判所
有罪確定後の救済制度	8-1.裁判官の除斥等に関する規定
	規定なし
	10.救済申立のための公的支援
	11.申立準備のための証拠収集手段／有罪確定後の検察官の証拠開示義務
	○確定記録の開覧・謄写（刑訴59条の2、検察保存事務規則20条）。
有罪確定後の救済制度	12.申立後の証拠採取手段
	○職権による取寄せ ・請求人側が検察官保管証拠の開示を求めるときは、裁判所を通じて事実照会や文書送付依頼。
	13.救済手続の構造と手続
	○再審開始決定と再審公判の二段階構造 ・新証拠による再審開始要件は日本と同じ。（刑訴420条5号）
有罪確定後の救済制度	14.検察官の不服申立の可否
	○禁止規定なし ・「国家人権委員会2018年11月5日決定」において、法務部長官に、検察官の不服申立制度を改善する刑事訴訟法の改正案を用意すること、それまでの間、不服申立権行使を慎重にすることを勧告。これを受けて、2019年に作成された大検察庁の「過去事再審事件対応マニュアル」は、明白な誤りがない限り即時抗告は行わない方針を明記。

諸外国の有罪確定後救済制度		H.台湾
通常審	1.訴訟構造と特徴	○職権主義からの改良的当事者主義 ・大正刑訴がベース、検察官及び裁判官の客観注意義務(刑訴2条1項)
	2.不提出証拠の開示制度／不使用証拠の開示制度(請求[予定]証拠を除く)	○公判中の訴訟書類等の閲覧権(刑訴33条)
	2-1.開示/閲覧の対象	・弁護人は一件記録及び証拠物を裁判所で閲覧、並びに抄録、複製または録画をすることができる。(刑訴33条1項) ・被告人にも一定の制限のもとで、公判中に、費用を予納し、一件記録及び証拠物の写しの交付を請求することや、法院の許可を得たときは、一件記録及び証拠物の安全の確保を前提に、これを閲覧することができる。(同条2項、3項)
	2-2.不開示とされる場合	・被告人の場合、被告人の公訴事実と無関係のもの、または別件の捜査を妨げるもの、あるいは他の当事者及び第三者のプライバシーまたは業務上の秘密に関するものについて、裁判所がその閲覧を制限することはできる。(刑訴33条2項但書)
	3.上訴制度	○三審制
	3-1.事実誤認を理由とする上訴	○控訴審は覆審型 ○上告審は法律審
4.不利益再審		○ファルサ型不利益再審規定
5.確定事件に関する記録の保存・保管		
有罪確定後の主要救済制度	6.主要な救済制度	○利益再審(2015年及び2019年改正法により利益再審の機能強化) ・新事実又は新証拠によるノバ型並びにファルサ型再審(刑訴420条) ○檢察総長による最高法院への非常上告による救済(刑訴441条、447条1項1号) ・台湾では再審請求権者が検事総長に非常上告を請求するよう促す実務慣行があるとのこと。
	7.新事実・新証拠による救済基準	○2015改正法により420条1項6号を改正 ・新たな事実又は証拠を単独又は旧証拠と総合的に判断した結果、有罪判決を受けた者が無罪等を受けるべきであると認めるに足りるとき。(420条1項6号)
	8.救済申立の期間・回数・理由の制限	○期間・回数の制限なし。
	9.判断主体と裁判管轄	○原裁判所
	8-1.裁判官の除斥等に関する規定	規定なし
	10.救済申立のための公的支援	○2017年6月「 <u>檢察機關有罪確定事件審查要点</u> 」 ・台湾高等檢察庁検事正により「有罪確定事件審査会」を召集する制度を設置(アメリカのCIUに倣った内部検証機関であり、関連機関、民間団体、弁護士会からの外部委員も参加)。 ○ <u>監察院による事件調査</u> ・公務機関に対し、事件に関する全ての資料と証拠を提出するよう命令することができる。実務上冤罪事件の調査にも用いている。
	11.申立準備のための証拠収集手段／有罪確定後の検察官の証拠開示義務	○2019年改正法により以下の権利を導入 ・弁護士代理人選任権(刑訴429条の1第1項) ・弁護人及び請求人の一件記録及び証拠物の閲覧・謄写権(刑訴429条の1第3項が刑訴33条を準用) ○ <u>刑事事件確定後DNA型鑑定に関する法律(2016年11月)</u> による鑑定請求
	12.申立後の証拠採取手段	○再審請求人の出廷して意見を述べることの通知(刑訴429条の2) ○請求人の証拠調べ請求(刑訴429条の3第1項)又は職権証拠調べ(同条2項)
	13.救済手続の構造と手続	○ <u>再審開始決定と再審公判の二段階構造</u>
	14.検察官の不服申立の可否	○開始決定に対する即時抗告可(刑訴435条3項)

「諸外国の有罪確定後救済制度」の資料説明文

法制審刑事法（再審関係）部会 委員 鴨志田 祐美

1. 資料の趣旨

この資料は、日本、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、韓国および台湾の8か国における有罪確定後救済制度の概要を比較したものです。これらのうち日本と同じ再審制度を設けている国はフランス、ドイツ、韓国及び台湾の4か国であり、アメリカ、イギリス及びカナダの3か国は再審の枠組みに収まらない救済制度が利用されています。比較の項目は、通常審における誤判防止・救済制度と有罪確定後の救済制度の異同を対比する形で、確定後の誤判救済のために特別にどのような点に配慮が払われているかが分かるよう選んであります。

2. 各国の特徴

（1）日本

日本の通常審は当事者主義であることから、捜査で集めた証拠のうち裁判所に提出されず、確定訴訟記録にも含まれない不提出証拠が生じます。通常審における不提出証拠の開示ルールはありますが、全事件が対象でない上、対象事件においても関連証拠の全面的開示が原則にもなっていません。また、判決確定後の再審のための証拠開示義務ないし請求人の記録閲覧権を定めたルールはありません。有罪判決確定後の不

提出証拠の保存はもっぱら内規に従って行われており、通常審における開示証拠か否かを問わず、確定訴訟記録に含まれない記録及び不開示証拠の閲覧権を保障する規定がありません。再審請求後も裁判所が審理のために必要な不提出証拠を取寄せるための個別規定はなく、どの範囲で証拠を取り寄せ、取り調べるかは、専ら裁判所の裁量にゆだねられています。請求人の証拠調べ請求権規定もありません。このように、再審請求に対する審理は裁判所の職権に全面的に依存する構造になっています。

（２）アメリカ

アメリカの通常審は、オープン・ファイル方式を採用しているいくつかの州を除き、全面的証拠開示制度は採用されていません。合衆国最高裁判所のブレイディ・ルールによれば、検察官は被告人にとって重要な証拠の開示義務を負うとされているものの、重要性をめぐる議論が続いています。また、有罪確定後に発見した重要証拠の開示を義務付ける法的ルールもありません。これに対し、アメリカ法曹協会の定めた職業倫理規定は、検察官の有罪確定後の証拠開示義務を定めています。職業倫理規定は法的ルールではありませんが、これに違反すれば懲戒の理由となることから一定の規範性は伴っています。そのため、有罪確定後に発見された無罪証拠の存在を検察官が関係者に通知し、それを下に救済の申立てが行われることはあります。

アメリカにおいては歴史的に刑事再審制度が未整備であったことから、違法拘禁からの救済制度であるヘイビラス・コーパス（人身保護令状）の請願が、有罪確定後の

訴訟手続に有罪判決に影響を及ぼすような違法、例えば有効な弁護を受ける権利の侵害や証拠開示義務違反があった場合の救済手段としても利用されてきた点が特徴的です。ヘイビラス・コーパスは連邦にも州にも設けられており、かつ州事件であっても、最終的には連邦裁判所にヘイビラス・コーパスを請願できます。なお、刑事訴訟法の定めるノバ型の再公判申立て制度も用意されていますが、申立期間が限定されており、利用に限界があります。さらに、アメリカでは今でも、他に利用できる救済手段がない場合の補足的制度として、コモン・ロー上のコーラム・ノービス（Coram Nobis）が利用されています。

アメリカでは 1990 年代に入り始まったイノセンス・プロジェクトを通じて DNA 鑑定により数多くの事件が有罪判決後に救済されるに至るという、「イノセンス革命」とも呼ばれる社会現象が起きました。冤罪問題に対する関心の高まりから、生体資料の保存を義務付け、冤罪を訴える者が DNA 鑑定のために使用することを可能にする、イノセンス・プロテクション法（18 U.S.C.A. § 3600, § 3600a）や、これと同内容の法律が全米的に制定されました。誤判原因の究明に対する取組みも強化され、検察内部に Conviction Integrity Unit と呼ばれる冤罪検証部門を設け、検察自らが冤罪事件の救済の取組を始めた郡や州もみられます。

（３）イギリス

イギリスの通常審における検察官の証拠開示義務としては、1996 年刑事訴訟及び捜

査法及び同法の服務規程(Code of Practice)がある他、コモン・ロー上の開示義務として、検察官は、訴追から公判の終了に至るまで、被告人の請求の有無に関わらず、そうしない正当な理由がない限り、全ての関連資料の開示義務を負うと解されています。これに加えて、やはりコモン・ロー上の開示義務として、有罪認定の事實的根拠(safety)に疑いを生じさせる資料が発見された場合の開示義務も負っています。開示義務の範囲は通常審段階のそれと同じではありませんが、有罪判決確定後も継続的な証拠開示義務を負っている点に特徴があります。

イギリス（イングランド及びウェールズと北アイルランド）は 1995 年刑事上訴法により、有罪判決に対するノバ型の再審査及び刑の宣告に対する法的観点からの再審査を行うことを目的に、刑事事件再審委員会（CCRC）を設け、1997 年から現在まで運用が続いてきました。CCRC のような独立行政委員会型の救済制度は、1999 年にスコットランド、2004 年にノルウェー、2006 年にアメリカのノースカロライナ州、2020 年にニュージーランド、そして 2024 年にカナダにも設けられ、英米法諸国において一定の広がりがみられます。CCRC は自ら行った調査結果に基づき、救済の必要があると判断した事件は控訴審に付託します。CCRC の調査権限は強力で、あらゆる公的組織及び民間組織から必要な資料を収集・保全することができます。付託決定に対する不服申立はできません。控訴審付託事件につき、控訴審が原判決を破棄した場合は、再公判（retrial）のための差戻しを命じない限り、無罪判決としての効力を伴います。

(4) カナダ

カナダの通常審は判例により全面的証拠開示の原則が採用している点に特徴がみられます。有罪確定後の救済制度としては、2002 年に司法省内部に有罪事件審査部門 (Criminal Case Review Group) を設置して、救済申立に対する審査を行っていましたが、当該部門は司法大臣の下におかれていたことから十分な機能を果たしていないとの批判があり、2024 年 12 月に成立したデイヴィッド & ジョイス・ミルガード法により、イギリス CCRC 形式の誤判審査委員会に改められると共に、裁判所への付託基準の見直しも行われました。新法によれば、MJRC は調査結果に基づき、重大な司法の誤りが生じた可能性がある (may) と結論付ける合理的理由が認められ、かつそうすることが正義の利益にかなうと考える場合は、司法大臣を介することなく、直接、再公判を開かせるか、控訴審に付託するかを選択することになります。付託決定に対する不服申立はできません。また、MJRC は強制的な調査権限を有する他、MIRC 自らが申請者に対する申請の援助活動も行うこととされている点が特徴的です。

(5) フランス

フランスは予審制度を採用している点に特徴があり、予審対象事件については捜査段階から予審判事を通じて証拠の収集が行われます。また、フランスの予審は弾劾化されており、弁護人には予審における証拠調べへの立会権や予審記録の閲覧・謄写権が認められています。フランスの刑事再審制度は、日本の最高裁にあたる破棄院に再

審裁判所を設け、そこで専属的に管轄してきた点に特徴があります。大陸法系ですが不利益再審は認めてきませんでした。フランスは、2000 年法により確定有罪判決が欧州人権条約に違反していることを理由とする再審査の制度を導入しました。また、2014 年改正により再審理由はノバ型再審に統一する改正が行われました。再審・再審査裁判所は予審部と再審部に分かれています。再審申立てがあった場合は、まず予審部において再審理由の有無について職権調査が行われます。予審による調査の結果、新事実が生じ又は裁判の際に知りえていなかった証拠が発見されたと評価される場合は、再審裁判所に請求を付託することになっています。付託決定に対する不服申立てはできません。再審裁判所は、必要な補充調査と本案審理を行った上で、請求に理由があると判断したときは、有罪判決を取消し、新たな対審公判を行うことが可能な場合は、原裁判所と同じ事物管轄の裁判所に事件を送付のために、確定判決をした裁判所と同一審級の別の裁判所に移送し、そうでない場合は再審裁判所が自判を行うことになっています。再審裁判所の決定に対する不服申立てはできません。

（６）ドイツ

ドイツも職権主義ですが捜査は検察官が警察を指揮して行っていることから、捜査記録や捜査で集めた証拠が捜査機関の手もとに残ってしまう問題は起こり得ます。そうした記録や証拠であっても、本来裁判所に提出する一件記録に含まれるべきものについては、ドイツ刑事訴訟法 147 条が保障する被疑者・被告人の記録閲覧権が及ぶと

解されています。また、当該記録閲覧権は有罪判決確定後も認められます。したがって、記録閲覧権の範囲は、原則としては、裁判所に提出していないものを含む全ての記録及び証拠に及ぶものと解されています。ドイツの再審制度は日本の旧刑事訴訟法とほぼ同じでしたが、1964年、1974年及び1998年の刑事訴訟法改正により、再審開始決定に対する検察官抗告の禁止、一定条件の下での再審準備のための国選弁護制度の導入、再審請求審における証拠調べへの請求人の立会権の付与、利益再審理由の追加などの見直しを重ねてきました。ドイツにおいてもノバ型再審理由の審査においては新旧証拠の総合評価が行われていますが、再審公判で行うべき証拠調べを再審請求審理が先取的に行うことは許されないと解されており、再審請求審における証拠調べは再審理由の判断に必要な範囲でしか行われません。

（７）韓国

韓国の刑事訴訟法は日本の旧刑訴法をモデルとしており、現行法は当事者主義に展開していますが、日本より職権主義的色彩が強いといわれています。刑事訴訟法の定める検察官保管証拠に対する被告人の閲覧・謄写権（検察官による証拠開示規定）は、全公訴事件を対象に認められています。再審制度は日本の制度と非常に類似しています。日本の再審制度と異なる点としては、韓国には憲法裁判所が設けられており、ドイツと同様、憲法違反を理由とする再審も認められています。また、具体的事件を対象とした特別の救済機関の設置も行われてきました。韓国においては、現行刑事訴訟

法が制定されてから再審法の改正は行われていませんが、2018 年の国会人権委員会決定により、再審開始決定に対する検察官抗告権の行使を慎重するよう勧告が行われ、明白な誤りがない限り即時抗告は行わない方針がとられています。

（８）台湾

台湾の刑事訴訟法は日本の旧刑事訴訟法をモデルとしており、基本的には職権主義構造ですが、2002 年改正により当事者主義的要素を大幅に取り入れ、現在は改良的当事者主義に位置づけられています。証拠開示の機能は公訴提起後の訴訟記録及び証拠の閲覧が果たしています。日本の旧刑訴法と同様の再審制度を採用していましたが、利益再審機能強化のための改正が重ねられてきました。まず、2015 年改正法によってノバ型再審要件につき新旧証拠の総合評価によるべきことや、かつ新証拠の确实性の文言を削除する改正が行われました。さらに、2019 年改正法により再審請求人の、①弁護士代理人請求権、②証拠情報獲得権（一件記録及び証拠物の閲覧・謄写権）、③当事者の出廷・意見陳述権、④請求又は職権による証拠調べ請求権規定が新設されました。その他、冤罪救済のための取組として、2016 年の刑事事件確定後 DNA 鑑定に関する法律の制定や、2017 年 6 月の検察機関有罪確定事件審査要点による、有罪確定事件審査会の設置をあげることができます。

湖東事件の概要と再審手続に関する問題点

事件の概要	裁判の経過	主な新証拠の内容	再審手続に関する問題点についての意見
【罪名等】 罪 名：殺人 宣告刑：懲役12年 【事件の概要】 2003年5月22日の未明、滋賀県愛知郡湖東町の湖東記念病院において、人工呼吸器で生命を維持していた入院患者（当時72歳）が心肺停止状態となっているのを、当直の看護師及び看護助手の西山美香さんが発見した。 入院患者の死亡から1年以上が経過した2004年7月、任意で取調べを受けていた西山さん（当時24歳）は、殺意をもって人工呼吸器のチューブを外して入院患者を殺害したと自白し、逮捕された。西山さんの供述は、逮捕後もめまぐるしく変遷したが、最終的に人工呼吸器のチューブを約3分間外して窒息死させたという内容に落ち着き、殺人罪で起訴された。 裁判では、西山さんは無実を訴えたが、大津地裁は、西山さんの自白を根拠に懲役12年の有罪判決を言い渡した。その後、控訴、上告も棄却されて、懲役12年の判決が確定した。 西山さんは、2010年9月に第1次再審請求を行ったが、2011年8月に再審請求棄却が確定した。その後、2012年9月に第2次再審請求を行ったところ、大津地裁は再審請求を棄却したが、即時抗告審の大阪高裁は、2017年12月、入院患者が致死性不整脈により死亡した可能性があり、西山さんの自白も体験に基づく供述ではない疑いがあるとして、再審開始を決定した。これに対し、検察官は、特別抗告を行ったが、2019年3月に棄却され、再審開始が確定した。 再審公判では、検察官は当初、有罪立証を行う予定であったが、2019年9月になって、その方針を変更した。その後、検察官から58点の証拠が開示されたが、その中には入院患者が痰詰まりによって死亡した可能性があるとする解剖医の所見が記載された捜査報告書などが含まれていた。 その後、再審公判が行われ、大津地裁は、2020年3月、西山さん（当時40歳）に対し、無罪判決を言い渡した。	2003年5月 「事件」（入院患者の心肺停止）発生 2004年7月 西山さん逮捕（その後、起訴） 2005年11月 第一審判決（大津地裁、懲役12年） 2006年10月 控訴審判決（大阪高裁、控訴棄却） 2007年5月 上告審決定（最高裁、上告棄却） 2010年9月 第1次再審請求 2011年3月 請求審決定（大津地裁、請求棄却） 2011年5月 即時抗告審決定（大阪高裁、即時抗告棄却） 2011年8月 特別抗告審決定（最高裁、特別抗告棄却） 2012年9月 第2次再審請求 2015年9月 請求審決定（大津地裁、請求棄却） 2017年8月 西山さん満期出所 2017年12月 即時抗告審決定（大阪高裁、原決定取消・再審開始） → 検察官、特別抗告 2019年3月 特別抗告審決定（最高裁、検察官の特別抗告棄却） 2019年10月 58点の証拠が開示 2020年2月 第1回再審公判（大津地裁） 2020年3月 再審第一審判決（大津地裁、無罪）	1 法医学者の鑑定書 確定判決が認定した死因が誤りであること 2 解剖医の所見が記載された捜査報告書（再審公判段階での開示証拠） 入院患者が痰詰まりによって死亡した可能性があること 3 救命救急及び重症患者管理専門医の鑑定意見書 入院患者の死に際の表情等に関する西山さんの自白の内容が医学的にあり得ないこと 4 精神科医の意見書 西山さんには軽度の知的障害や発達障害があること	1 再審請求審において証拠開示が行われなかったこと 本件では、再審公判の段階で証拠開示が行われただけで、再審請求審の段階では、弁護団が求めても証拠開示はほとんど行われなかった。しかも、第1次再審請求では、確定審の段階で検察官が開示していた証拠（弁護人が不同意としたため確定審の証拠とはなっていない）すら開示せず、裁判所が開示を促すこともなかった。 再審公判の段階で初めて開示された証拠は、西山さんの無実を裏付けるものであり、これがもっと早い段階で開示されていれば、えん罪を晴らすのにこれほど長い時間を要することはなかった。 2 重要な証拠が警察から検察庁に送致されていなかったこと 再審公判の段階で開示された証拠は、再審開始決定が確定した後に警察から検察庁に送致されたものである。警察は、このような重要な証拠を検察官にも隠し続けていたことになる。警察に保管されている証拠も含めて、証拠を適正に保存・管理し、証拠開示の対象とする仕組みが必要である。 3 即時抗告審の期日がなかなか開かれなかったこと 第2次再審請求審の即時抗告審では、即時抗告の申立てがなされた後も、1年半近くにわたって三者協議が全く開かれなかった。手続を迅速に進めていくためには、期日を定めることが必要である。 4 再審開始決定に対する検察官の不服申立てによって手続が長期化したこと 湖東事件では、大阪高裁の再審開始決定に対して検察官が特別抗告を行っている。特別抗告の理由は、憲法違反と判例違反だけであるが、検察官は、最高裁に対しても事実取調べの請求を行っており、実質的には事実誤認の主張である。このような違法な特別抗告によって、手続がいたずらに遅延した。

松橋事件の概要と再審手続に関する問題点

事件の概要	裁判の経過	主な新証拠の内容	再審手続に関する問題点についての意見
【罪名等】 罪 名：殺人 （再審の対象となっていない余罪は割愛した） 宣告刑：懲役13年 【事件の概要】 1985年1月8日、熊本県下益城郡松橋町において、一人暮らしの男性（当時59歳）が自宅で亡くなっているのが発見された。司法解剖の結果、死因は刃物で頸部付近を刺されたことによる失血死、死亡推定時刻は1月4日から6日の間とされた。 警察は、同年1月5日夜に被害者宅で開かれた酒宴の際、被害者と言い争いをしていた宮田浩喜さん（当時51歳）を犯人と疑い、連日、長時間にわたる取調べを行った。宮田さんは当初、容疑を否認していたが、同年1月20日に自白したことから逮捕され、その後、殺人罪で起訴された。 宮田さんは、裁判の途中から無実を訴えた。しかし、熊本地裁は、自白以外に宮田さんと犯行とを結びつける決め手となる証拠はなかったにもかかわらず、宮田さんの自白を根拠に懲役13年の有罪判決を言い渡し、控訴、上告も棄却されて、懲役13年の判決が確定した。 その後、再審請求の準備を行うにあたり、弁護士が検察庁に出向いて証拠物の閲覧を求めたところ、宮田さんが「左袖を切り取り、それを切出小刀に巻き付けて被害者を刺し、犯行後、燃やして捨てた」と自白したシャツの切れ端が出てきたが、それを並べてみると、完全な1枚のシャツが復元された。しかも、シャツの左袖部分には、血痕も付着していなかった。このことにより、宮田さんの自白が虚偽であることが明らかとなった。 また、被害者のセーターや下着などの着衣も開示され、凶器と傷の不一致のための鑑定書の重要な材料となった。 さらに、その他の新証拠も準備した上で、2012年3月に宮田さんの成年後見人が再審請求を行ったところ、2016年6月に再審開始決定がなされた。それに対し、検察官は、即時抗告及び特別抗告を行ったが、いずれも棄却され、2018年10月に再審開始が確定した。その後、再審公判が行われ、熊本地裁は、2019年3月、宮田さん（当時85歳）に対し、殺人につき無罪判決を言い渡した。	1985年1月 事件発生、宮田さん逮捕 1985年2月 起訴 1986年12月 第一審判決（熊本地裁、懲役13年） 1988年6月 控訴審判決（福岡高裁、控訴棄却） 1990年1月 上告審決定（最高裁、上告棄却） 1997年6月 熊本地検で証拠物を閲覧 シャツの切れ端を並べると完全な1枚のシャツが復元された。 2012年3月 再審請求 2016年6月 請求審決定（熊本地裁、再審開始） → 検察官、即時抗告 2017年11月 即時抗告審決定（福岡高裁、検察官の即時抗告棄却） → 検察官、特別抗告 2018年10月 特別抗告審決定（最高裁、検察官の特別抗告棄却） 2019年2月 第1回再審公判（熊本地裁） 2019年3月 再審第一審判決（熊本地裁、無罪）	1 シャツの切れ端（開示証拠） 「左袖を切り取り、それを切出小刀に巻き付けて被害者を刺し、犯行後、燃やして捨てた」という宮田さんの自白が虚偽であること 2 法医学者の鑑定書 本件で使用したとされる凶器（切出小刀）では被害者の創傷の形状と矛盾するため、宮田さんの自白は信用できないこと 3 ポリグラフ検査に関する鑑定書 警察は、宮田さんに対してポリグラフ検査の結果を告げて自白を強要したが、当該ポリグラフ検査は信用性が低いものであって、自白の採取過程に問題があること	1 再審請求準備段階での証拠開示が重要であること 本件では、再審請求準備段階で、シャツの切れ端を閲覧することができ、そのことが再審開始、再審無罪の大きな原動力となっている。また、証拠物の閲覧によって被害者の着衣が開示されたことで、凶器と傷の不一致を明らかにするための法医学者の鑑定書の作成が可能となり、シャツと併せて、再審開始の重要な契機となった。しかし、今の法律では、確定審に提出されなかった証拠を閲覧・謄写する権利は保障されておらず、上記証拠を閲覧することができたのは保管検察官の裁量によるものである。 このような重要なことが保管検察官の裁量に委ねられてはならず、再審請求準備段階での証拠開示の制度化が必要である。 2 再審開始要件が厳しすぎること 弁護団としては、シャツの切れ端を閲覧できたことで、本件がえん罪であるとの意を強くしたものの、これだけで再審開始決定が得られるとの確信にまでは至らず、さらなる新証拠の収集と準備のために長い時間を要した。その重要な新証拠が凶器と傷の不一致に関する大野鑑定書である。しかし、鑑定書が完成するためには、その後10年もの歳月を要した。その理由は、再審開始のための新証拠の収集のためには、事実上、無罪の立証まで求められるという実情があるなど、再審開始のハードルが高すぎることにある。 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立てによって手続が長期化したこと 松橋事件では、再審開始決定に対して検察官が即時抗告を行うとともに、これを棄却する決定に対しても特別抗告を行っている。そのことにより、再審開始決定が出てから再審公判が開始されるまで2年半以上もの時間を要することとなり、手続が長期化した。特に、検察官の特別抗告に理由がないことは明らかであって、検察官の不服申立てが機械的、形式的に行われていることを示している。

足利事件の概要と再審手続に関する問題点

事件の概要	裁判の経過	主な新証拠の内容	再審手続に関する問題点についての意見
【罪名等】 罪 名：わいせつ目的誘拐、殺人、死体遺棄 宣告刑：無期懲役 【事件の概要】 1990年5月12日の夕方、栃木県足利市内で女兒（当時4歳）が行方不明となり、翌13日に河川敷の藪の中から全裸の女兒の遺体が発見された。さらに、遺体発見現場近くの川底から女兒のスカート、精液が付着した半袖下着、2枚重ねのパンツ等が発見され、幼女誘拐殺人事件として捜査された。 警察は、菅家利和さんを不審者の一人として特定し、菅家さんが捨てたゴミから微物（体液）を採取してDNA型鑑定を実施したところ、女兒の半袖下着に付着した精液のDNA型と同型であるとの鑑定結果が出された。これを受けて、警察は、1991年12月、菅家さん（当時45歳）を任意同行し、長時間にわたる取調べを行ったところ、菅家さんは犯行を自白した。そのため、菅家さんは逮捕され、その後、起訴された。 裁判では、菅家さんの自白とDNA型鑑定の信用性が争われたが、裁判所はいずれの信用性も認めて、菅家さんに無期懲役の有罪判決を言い渡し、控訴も棄却された。ところが、上告審段階で、弁護団が改めて菅家さんのDNA型を鑑定したところ、女兒の半袖下着に付着した精液のDNA型とは異なる可能性が高まったことから、裁判所に対して再鑑定を請求した。しかし、再鑑定が実施されることなく上告が棄却され、無期懲役判決が確定した。 その後、菅家さんは、2002年12月に再審請求を行い、改めて再鑑定を請求したものの、請求審は再鑑定を実施することなく、再審請求を棄却した。しかし、即時抗告審では、再鑑定が実施され、その結果、菅家さんのDNA型と女兒の半袖下着に付着したDNA型が異なる型であることが判明した。この結果を受けて、検察官は、2009年6月、裁判所の判断を待つことなく、菅家さんを釈放した。 その後、再審開始決定を経て、再審公判が開かれ、2011年1月、菅家さん（当時64歳）に無罪判決が言い渡された。	1990年5月 事件発生 1991年12月 菅家さん逮捕（その後、起訴） 1992年12月 第6回公判で犯行を否認 1993年7月 第一審判決（宇都宮地裁、無期懲役） 1996年5月 控訴審判決（東京高裁、控訴棄却） 2000年7月 上告審決定（最高裁、上告棄却） 2002年12月 再審請求 2008年2月 請求審決定（宇都宮地裁、請求棄却） 2008年12月 即時抗告審（東京高裁）でDNA型再鑑定を決定 2009年5月 菅家さんと犯人のDNA型鑑定が異なるとの鑑定結果が判明 2009年6月 検察官、菅家さんに対する刑の執行を停止（菅家さん釈放） 即時抗告審決定（東京高裁、原決定取消・再審開始） 2009年10月 第1回再審公判（宇都宮地裁） 2010年3月 再審第一審判決（宇都宮地裁、無罪）	1 DNA型鑑定に関する鑑定書、分析報告書 菅家さんのDNA型が犯人由来のDNA型とは異なる型であること 2 死体状況に関する鑑定書 菅家さんの自白による殺害方法と女兒の死体所見とが矛盾しており、自白は信用できないこと 3 菅家さんの取調べ状況を記録した録音テープ、不起訴処分となった他の2件の供述調書（再審公判段階での開示証拠） 菅家さんの取調べ状況に問題があり、自白の内容も信用できないこと	1 なかなかDNA型再鑑定が実施されなかったこと 本件では、DNA型再鑑定が再審開始、再審無罪の決め手となった。しかし、DNA型再鑑定が実施されたのは即時抗告審の段階であって、請求審の段階では、弁護団の度重なる請求にもかかわらず実施されなかった。DNA型再鑑定はえん罪を晴らす有力な手段であるから、DNA型再鑑定を実施することを再審請求人の権利として保障すべきである。 2 証拠を適正に保存・管理する体制が整備されていないこと DNA型再鑑定を実施するためには、その前提として、鑑定資料が適正に保存・管理されていることが必要である。足利事件では、幸いにして精液が付着していた女兒の半袖下着が保管されていたが、もし保管されていなければDNA型再鑑定を実施することは不可能であった。 また、DNAの証拠価値を保全するためには、鑑定資料を冷凍保存する必要があり、足利事件では裁判所によってそのような措置がとられたものの、そのことに関する規定は整備されていない。 3 再審請求人に事実取調べを請求する権利が保障されていないために、審理に長期間を要したこと 請求審では、再審請求から請求棄却決定まで5年もの時間を要している。その後の推移を見ると、早い段階でDNA型再鑑定を実施していれば、速やかにえん罪を晴らすことができたはずである。それがなされなかったのは、再審請求人に事実取調べの請求権が保障されておらず、裁判所に応答義務が課せられていないことが一因といえる。

東京電力女性社員殺害事件の概要と再審手続に関する問題点

事件の概要	裁判の経過	主な新証拠の内容	再審手続に関する問題点についての意見
【罪名等】 罪 名：強盗殺人 宣告刑：無期懲役 【事件の概要】 1997年3月19日、東京都渋谷区にあるアパートの1室で、東京電力に勤務していた女性（当時39歳）の死体が発見された。司法解剖の結果、被害者の死因は頸部圧迫による窒息死と推定され、膈内には精液が残っており、精子の存在が確認された。また、被害者の所持品を確認したところ、財布の中に入れた4万円がなくなっていた。そのため、強盗殺人事件として捜査が行われた。 警察は、ゴビンダ・ブラサド・マイナリさん（当時 30 歳）を犯人と疑い、別件（入管法違反）の容疑で逮捕して、強盗殺人事件についても追及し、同年 5 月には強盗殺人の容疑で再逮捕した。マイナリさんは、一貫して事件への関与を否認していたが、同年 6 月に起訴された。 第一審では無罪判決が言い渡され、勾留状が失効したものの、控訴審裁判所は職権で、無罪であるマイナリさんを再び勾留した。その後、控訴審で逆転有罪判決（無期懲役）が言い渡され、上告も棄却されて、無期懲役判決が確定した。 2005 年 3 月に再審請求を行い、証拠開示を請求したところ、2010 年に至り、現場に残された陰毛等が残存していることや、被害者の膈内に残っていた精液を付着させたガーゼ片が冷凍保存されていることが明らかになった。そして、これらの証拠物についてDNA鑑定を実施したところ、上記精液や陰毛等からマイナリさん以外の男性のDNA型が検出され、当該男性が犯行に及んだ疑いが生じた。 以上の審理を踏まえ、東京高裁は、2012 年 6 月に再審開始と刑の執行停止を決定し、マイナリさんは釈放された。検察官は、再審開始決定に対して異議申立てを行ったものの、棄却された。その後、再審公判が行われ、東京高裁は、2012 年 11 月、マイナリさん（当時 46 歳）に対し、控訴棄却（第一審の無罪判決に対する検察官の控訴を棄却する）判決を言い渡した。	1997 年 3 月 事件発生、別件で逮捕 1997 年 5 月 強盗殺人の容疑で再逮捕 1997 年 6 月 起訴 2000 年 4 月 第一審判決（東京地裁、無罪） 2000 年 5 月 マイナリさんを再び勾留 2000 年 12 月 控訴審判決（東京高裁、原判決破棄・無期懲役） 2003 年 10 月 上告審決定（最高裁、上告棄却） 2005 年 3 月 再審請求 2010 年 1 月 現場に残された陰毛等が残存しており、警察で保管されていることが判明 2010 年 9 月 被害者の膈内容物を付着させたガーゼ片が冷凍保存され、警察で保管されていることが判明 2011 年 3 月 検察官の嘱託でDNA型鑑定を実施 2011 年 7 月 DNA型鑑定の結果が判明 2012 年 6 月 請求審決定（東京高裁、再審開始及び刑の執行停止） → 検察官、再審開始決定に対して異議申立て 刑の執行停止決定に対して「異議及び裁判の執行停止の申立て」と、請求審裁判所に対する「刑の執行停止決定の執行停止」を求める職権発動の申立て（職権発動せず） 2012 年 7 月 異議審決定（東京高裁、異議申立棄却） 2012 年 10 月 第 1 回再審公判（東京高裁） 2012 年 11 月 再審控訴審判決（東京高裁、控訴棄却（第一審の無罪判決に対する検察官の控訴を棄却））	1 DNA鑑定の鑑定書（開示証拠を利用し、検察官の嘱託によって実施したDNA鑑定） マイナリさん以外の男性が犯行に及んだ疑いがあること 2 血液型に関する鑑定書（開示証拠） 被害者の口唇及び乳房周囲に付着した唾液の血液型がマイナリさんの血液型と異なること 3 便器内溜水における大腸菌等の経時変化に関する鑑定書 「便器内が不潔な環境であるため精子の頭部の頭部と尾部の分離が早く進む」という確定判決の判断が誤っていること 4 被害者の売春相手となった者の供述調書（開示証拠） マイナリさんの弁解内容と被害者の手帳との整合性に関する確定判決の論理が成り立たないこと 5 目撃供述に関する鑑定書 事件当日、現場前でマイナリさんを目撃したとされる目撃者の供述が信用できないこと	1 検察官が証拠開示に応じようとしなかったこと 本件では、開示証拠を利用して実施したDNA鑑定が再審開始の決め手となった。しかし、検察官は当初、弁護人が提出した新証拠との関連性がないとして開示に応じようとしなかった。証拠開示にそのような限定が設けられた場合、えん罪を晴らすことは不可能となる。 また、検察官は、DNA鑑定の結果、マイナリさん以外の男性が犯行に及んだ疑いが明らかになった途端、新たに 42 点の鑑定資料についてDNA鑑定の実施を求めてきたり、363 点もの証拠物の存在を明らかにし、血液型に関する鑑定書（これはマイナリさんが犯人ではないことを示すものである。）も開示してきた。このように、証拠開示の時期や範囲が検察官の一存で決められており、証拠開示が再審請求人の権利として保障されていない。 本件では、再審請求から再審開始決定まで 7 年もの時間を要している。当初の段階で証拠開示がなされていれば、早期に再審開始決定がなされていた可能性が高く、証拠開示の遅れが手続長期化の原因となっている。 2 DNA鑑定を実施することが権利として保障されていないこと 本件では、開示証拠を利用して実施したDNA鑑定が再審開始の決め手となったが、それは弁護人の請求を踏まえ、熱意のある再審請求審の裁判長が検察官に対して鑑定資料の保管と鑑定実施について粘り強く働きかけた結果、実現したものである。その意味で運がよかったといえるが、えん罪被害の救済が運によって左右されることは許されない。 したがって、捜査機関が保管する鑑定資料についてDNA鑑定を実施できるようにする仕組みが必要であるし、その前提として、鑑定資料を適正に保存・管理する仕組みも必要である。

布川事件の概要と再審手続に関する問題点

事件の概要	裁判の経過	主な新証拠の内容	再審手続に関する問題点についての意見
【罪名等】 罪 名：強盗殺人 （再審の対象となっていない余罪は割愛した） 宣告刑：無期懲役	1967 年 8 月 事件発生 1967 年 10 月 櫻井さん、杉山さん逮捕 1967 年 12 月 強盗殺人罪で起訴 1970 年 10 月 第一審判決（水戸地裁土浦支部、無期懲役） 1973 年 12 月 控訴審判決（東京高裁、控訴棄却） 1978 年 7 月 上告審決定（最高裁、上告棄却） 1983 年 12 月 第 1 次再審請求 1987 年 3 月 請求審決定（水戸地裁土浦支部、請求棄却） 1988 年 2 月 即時抗告審決定（東京高裁、即時抗告棄却） 1992 年 9 月 特別抗告審決定（最高裁、特別抗告棄却） 1996 年 11 月 櫻井さん、杉山さん仮釈放 2001 年 12 月 第 2 次再審請求 2005 年 9 月 請求審決定（水戸地裁土浦支部、再審開始） → 検察官、即時抗告 2008 年 7 月 即時抗告審決定（東京高裁、検察官の即時抗告棄却） → 検察官、特別抗告 2009 年 12 月 特別抗告審決定（最高裁、検察官の特別抗告棄却） 2010 年 7 月 第 1 回再審公判（水戸地裁土浦支部） 2011 年 5 月 再審第一審判決（水戸地裁土浦支部、強盗殺人につき無罪）	1 死体写真、死体検案書（以上につき開示証拠）、殺害方法及び殺害の順序に関する鑑定書 2 人の自白による殺害方法及び殺害の順序が被害者の死体所見等と矛盾しており、自白は信用できないこと 2 実験報告書、鑑定書、再現ビデオ 2 人の自白による偽装工作を再現しても、自白どおりの結果（ガラス戸を蹴ったら、ガラス戸にはめ込まれたガラスが割れ、戸の上部木枠の部分のホゾが破壊された）が生じず、自白は信用できないこと 3 指紋に関する実験報告書 2 人の自白による物色行為を再現すれば、指紋が検出されるはずであるが、犯行現場から 2 人の指紋は発見されておらず、自白は信用できないこと 4 櫻井さんの取調べ状況を記録した録音テープ（確定審で開示されていなかったもの）（開示証拠）、鑑定書 確定審で提出されていた録音テープ（櫻井さんの取調べ状況を記録したもの）には録音が中断された痕跡があり、自白の信用性を担保するものとはいえないこと、確定審において録音テープの存在を否定する供述をした取調官の証言が偽証であったこと 5 櫻井さんが獄中で綴った内容を記載した日記 無実を強く窺わせる記載があり、自白は信用できないこと 6 目撃証人等の供述調書（開示証拠）、目撃実験鑑定書 目撃証人等が供述した状況を再現しても、供述どおりの目撃は困難であり、目撃証人等の供述は信用できないこと 7 毛髪鑑定書（開示証拠） 犯行現場に第三者の関与を推測させる証拠が残されていること	1 なかなか証拠開示が行われなかったこと 本件でも再審段階で多数の証拠が開示され、それが再審開始、再審無罪の判断にも大きな影響を与えている。しかし、第 1 次再審請求で開示されたのは、請求審段階で 8 点、即時抗告審段階で 3 点にとどまり、第 2 次再審請求で開示されたのも、請求審段階で 85 点、即時抗告審段階で 35 点、再審公判段階で 7 点となっており、弁護団が繰り返し要求して、ようやく少しずつ開示されているというのが実情である。このように五月雨式に証拠が開示されるために、再審請求人としても主張立証の準備に時間を要することとなり、手続の長期化を招いている。 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てによって手続が長期化したこと 布川事件では、再審開始決定に対して検察官が即時抗告を行うとともに、これを棄却する決定に対しても特別抗告を行っている。そのことにより、再審開始決定が出てから再審公判が開始されるまで 5 年もの時間を要することとなり、手続が長期化した。

再審の請求の手續に関する刑事訴訟法の特例並びに再審の手續のための記録及び証拠物の保管及び保存に関する法律案

日本弁護士連合会再審法改正実現本部
法案検討部会部会長 河井匡秀私案

第一章（総則）

（趣旨）

第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四百三十五条第六号に規定する事由による再審の請求の手續並びに再審の手續のための記録及び証拠物の保管及び保存については、同法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

第二章（記録及び証拠物の保管及び保存）

（定義）

第二条 この法律において「裁判所不提出記録」とは、刑事被告事件に関し、捜査機関（検察官、検察事務官、一般司法警察職員、特別司法警察職員又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）が犯罪捜査及び訴訟準備の過程で作成し、又は入手した書面等（公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含む。）のうち、当該被告事件に係る訴訟の記録を除くものとする。

2 この法律において「証拠物」とは、刑事被告事件に関し、捜査機関が犯罪捜査及び訴訟準備の過程で刑事訴訟法の規定により押収し、又は犯罪捜査及び訴訟準備の過程で保有するに至った物とする。

（裁判所不提出記録及び証拠物の保管）

第三条 裁判所不提出記録及び証拠物は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官（以下「保管検察官」という。）が保管するものとする。

2 前項の規定により保管検察官が保管する裁判所不提出記録及び証拠物の保管期間は、刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）第二条第二項に規定する保管記録の保管期間の例による。

3 保管検察官は、必要があると認めるときは、保管期間を延長することができる。

(再審の手續のための保存)

第四条 保管検察官は、裁判所不提出記録及び証拠物について、再審の手續のために保存の必要があると認めるときは、保存すべき期間を定めて、その保管期間満了後も保存するものとする。

- 2 再審の請求をしようとする者、再審の請求をした者又はこれらの弁護人は、保管検察官に対し、裁判所不提出記録及び証拠物の保存を請求することができる。
- 3 前項の請求があつたときは、保管検察官は、裁判所不提出記録及び証拠物を保存するかどうかを決定し、請求をした者にその旨及び保存期間を通知しなければならない。
- 4 裁判所不提出記録及び証拠物の保存期間は、延長することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

(裁判所不提出記録及び証拠物の取寄せ及び一覧表の作成)

第五条 保管検察官は、前条の規定により裁判所不提出記録及び証拠物の保存を決定した場合において、裁判所不提出記録及び証拠物で保管検察官が所属する検察庁に存在しないものがあるときは、速やかにこれを取り寄せて保存しなければならない。ただし、保管検察官は、その適正な保存のために必要があると認めるときは、当該裁判所不提出記録及び証拠物を現に保管している者又は適切な保管施設を有する者に対して保存を命ずることができる。

- 2 保管検察官は、自ら保存し、又は他の者に保存させている裁判所不提出記録及び証拠物について、その一覧表を作成しなければならない。
- 3 前項の一覧表には、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める事項を記載しなければならない。なお、保管検察官は、裁判所不提出記録及び証拠物の保管場所を変更したときは、その都度、一覧表の保管場所の記載を変更しなければならない。
 - 一 証拠物 品名、数量及び保管場所
 - 二 書類等 当該書類の標目、作成の年月日、作成者又は供述者の氏名、丁数等、要旨及び保管場所

(不服申立て)

第六条 第四条第二項の規定により裁判所不提出記録及び証拠物の保存を請求した者であつて、当該請求に基づく保管検察官の保存に関する処分に不服が

あるものは、その保管検察官が所属する検察庁の対応する裁判所（再審請求事件が係属しているときは、当該再審請求事件が係属する裁判所）にその処分の取消し又は変更を請求することができる。

- 2 前項の規定による不服申立に関する手続については、刑事訴訟法第四百三十条第一項に規定する検察官の処分の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

第三章（再審請求の審理手続）

（裁判所職員の除斥及び忌避）

第七条 刑事訴訟法第一編第二章の規定は、再審の請求及び審判についてこれを準用する。

- 2 前項において準用する刑事訴訟法の規定中、「被告人」とあるのは「請求人又は有罪の言渡を受けた者」と、第二十条第七号中「前審の裁判」とあるのは「当該再審の請求に係る事件の裁判」と、同号ただし書中「受託裁判官」とあるのは「最高裁判所の大法廷の裁判官又は受託裁判官」と、それぞれ読み替えるものとする。

（再審の請求が不適法等の場合の措置）

第八条 再審の請求が法令上の方式に違反し、又は再審請求の趣意が趣意書の記載並びにこれに添附された書類及び証拠物に照らして明らかに刑事訴訟法第四百三十五条第六号に規定する事由に該当しないときは、裁判所は、決定でこれを棄却しなければならない。ただし、法令上の方式違反が補正できるものであるときは、裁判所は、相当な期間を定めた上で、補正を命じることができる。

（再審請求と執行停止）

第九条 前条の場合を除き、再審の請求を受けた裁判所は、請求により又は職権で、再審の請求について裁判があるまで、決定で、刑及び拘置の執行を停止することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、死刑の言渡を受けた者について再審の請求がされたとき（死刑の言渡を受けた者が死亡している場合を除く。）は、再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求に関する裁判が確定するまで、決定で、刑の執行を停止しなければならない。

(再審請求手続期日の指定)

第十条 再審の請求がされたときは、裁判長は、第八条の場合を除き、速やかに、再審請求手続期日を定めなければならない。

- 2 前項の期日は、特別の事由がある場合を除き、再審の請求がされたときから二箇月以内の日に指定しなければならない。

(再審請求手続期日の通知)

第十一条 再審請求手続期日は、これを再審の請求をした者、弁護人及び検察官に通知しなければならない。検察官又は有罪の言渡を受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者にも通知しなければならない。

- 2 再審の請求をした者、有罪の言渡を受けた者及び弁護人は、再審請求手続期日に出席することができる。
- 3 裁判所は、必要があると認めるときは、再審請求手続期日に検察官の出席を求めることができる。

(期日調書の作成)

第十二条 再審請求手続期日における手続については、期日調書を作成しなければならない。

- 2 前項の期日調書については、公判調書に関する刑事訴訟法の規定を準用する。

(手続指揮権)

第十三条 再審請求手続期日における手続の指揮は、裁判長がこれを行う。

(受命裁判官による手続)

第十四条 再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審請求手続期日における手続を行わせることができる。この場合には、受命裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

(再審請求理由の陳述)

第十五条 再審の請求を受けた裁判所は、最初に行われる再審請求手続期日において、再審の請求をした者及び弁護人に対し、再審の請求の理由について陳述する機会を与えなければならない。

2 前項の陳述は、公開の法廷で行うものとする。

（事実の取調べ）

第十六条 再審の請求を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で事実の取調べをすることができる。

2 前項の事実の取調べは、再審請求の理由の有無を判断するために必要な全ての事実及び証拠について行わなければならない。

（事実の取調べへの立会い等）

第十七条 再審の請求をした者及び弁護人は、事実の取調べに立ち会い、証人の尋問の場合には、その証人を尋問することができる。検察官又は有罪の言渡を受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者も、同様とする。

2 裁判所は、あらたな証拠の証明力の判断に資するために必要な限度で、検察官を、事実の取調べに立ち会わせ、証人の尋問の場合には、その証人の尋問をさせることができる。

3 第一項の事実の取調べのうち、証人尋問、検証及び鑑定は、裁判所外で行われるものを除き、公開の法廷で行うものとする。

（記録及び証拠物の閲覧謄写）

第十八条 刑事被告事件に係る訴訟の記録、裁判所不提出記録及び証拠物を保管又は保存する検察官は、当該被告事件について再審の請求をしようとする者、再審の請求をした者又は弁護人から請求があつたときは、当該記録（裁判所不提出記録のうち当該被告事件に係る訴訟（再審請求手続を含む。）において被告人、請求人及び弁護人に開示されていない記録を除く。）及び証拠物を閲覧させなければならない、弁護人に対しては、閲覧させ、かつ謄写させなければならない。

（証拠の一覧表の提出命令）

第十九条 再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求をした者又は弁護人から請求があつたときは、検察官に対し、原判決（以前に再審の請求がされている場合には、その再審の請求に対する決定を含む。）に関して検察官が保管する全ての証拠の一覧表を作成した上で、これを提出するよう命じなければ

ならない。

2 前項の一覧表には、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 証拠物 品名、数量及び保管場所

二 書類等 当該書類の標目、作成の年月日、作成者又は供述者の氏名、丁数等、要旨及び保管場所

(証拠開示命令)

第二十条 再審の請求を受けた裁判所は、次の各号に掲げる証拠の種類のいずれかに該当し、かつ原判決の有罪認定の根拠となつた証拠に関連すると認められる証拠について、再審の請求をした者又は弁護人から開示の請求があつたときは決定で、検察官に対し、当該証拠（当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等であつて、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含む。）を裁判所に提出することを命じ、又は再審の請求をした者若しくは弁護人に開示することを命じなければならない。

一 証拠物

二 刑事訴訟法第三百二十一条第二項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面

三 刑事訴訟法第三百二十一条第三項に規定する書面又はこれに準ずる書面

四 刑事訴訟法第三百二十一条第四項に規定する書面又はこれに準ずる書面

五 原判決の審理で証人尋問が実施された証人及び証拠採用された供述録取書等の供述者の供述録取書等

六 前号に掲げるもののほか、有罪の言渡を受けた者以外の者の供述録取書等であつて、原判決が認定した事実の有無に関する供述を内容とするもの

七 有罪の言渡を受けた者の供述録取書等

八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（有罪の言渡を受けた者又はその共犯として身体を拘束され若しくは公訴を提起された者であつて第五号に掲げるものに係るものに限る。）

九 証拠物の押収手続記録書面（押収手続の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられ

ている書面であつて、証拠物の押収に関し、その押収者、押収の年月日、押収場所その他の押収の状況を記録したものをいう。)

- 2 再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求の理由又は再審請求手続期日において提出された証拠書類若しくは証拠物の内容に関連すると認められる証拠について、再審の請求をした者又は弁護人から開示の請求があつたときは、決定で、検察官に対し、当該証拠を裁判所に提出することを命じ、又は再審の請求をした者若しくは弁護人に開示することを命じなければならない。

(証拠の存否の報告命令)

第二十一条 再審の請求を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、その保管する証拠（当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等であつて、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含む。）であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの一覧表（第十九条第二項に規定する事項を記載したもの）の提出を命ずることができる。

- 2 再審の請求を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、特定の証拠について、その存否の報告を命ずることができる。この場合において、検察官が当該証拠は存在しないとの報告を行つたときは、裁判所は、検察官に対し、当該証拠の存否を調査した方法及び範囲、当該証拠の保管及び廃棄の状況その他当該証拠が存在しないと判断した具体的な理由を書面で報告するよう命じなければならない。

(証拠の保全・保管)

第二十二条 再審の請求を受けた裁判所は、当該再審の請求に係る事件に関する生体試料その他の証拠物について、その証拠価値を保全するために必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、その適切な方法による保管を命じ、又は鑑定を実施し、その結果を保管することを命ずることができる。

(証拠開示に関する裁判所の権限)

第二十三条 前四条に定めるもののほか、再審の請求を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、証拠の提出又は証拠の開示及びこれに関連する事

項を命ずることができる。

(検察官が提出・開示した書類・証拠物の閲覧謄写)

第二十四条 再審の請求をした者又は弁護人は、前五条の規定により、検察官が裁判所に提出し、又は開示した書類及び証拠物を閲覧し、かつ謄写することができる。

(意見の陳述)

第二十五条 第十六条第一項による事実の取調べを行つたときは、再審の請求をした者及び弁護人は、その結果に基づいて意見を陳述することができる。検察官又は有罪の言渡を受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者も、同様とする。

2 裁判所は、あらたな証拠の証明力の判断に資するために必要な限度で、検察官に意見を陳述させることができる。

3 前二項の陳述は、公開の法廷で行うものとする。

(審理の終結)

第二十六条 再審の請求を受けた裁判所は、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならない。

(再審に関する決定日の通知)

第二十七条 再審の請求を受けた裁判所は、前条の規定により審理を終結したときは、決定をする日を定め、決定日の一箇月前までに、再審の請求をした者、弁護人及び検察官に通知しなければならない。検察官又は有罪の言渡を受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者についても同様とする。

第四章（再審請求手続の裁判）

(刑の執行停止)

第二十八条 裁判所は、再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止しなければならない。

2 裁判所は、死刑の言渡を受けた者について再審開始の決定をしたとき（死刑の言渡を受けた者が死亡している場合を除く。）は、決定で拘置の執行を停止しなければならない。

- 3 前二項の場合において、再審開始の決定が確定判決の罪となるべき事実の一部についてのみなされたときは、刑の執行又は拘置の執行を停止しないことができる。

(再審開始決定に対する検察官抗告の禁止)

第二十九条 再審開始の決定については、刑事訴訟法第四百三十三条及び第四百五十条の規定は適用しない。

(即時抗告の手續)

第三十条 刑事訴訟法第四百二十二条の規定にかかわらず、同法第四百五十条の即時抗告の提起期間は十四日とする。

- 2 刑事訴訟法第四百五十条の即時抗告をする場合において、申立書に原裁判の取消又は変更を求める事由の具体的な記載がないときは、抗告人は、即時抗告の提起後三十日以内に、これらを記載した抗告趣意書を原裁判所に提出しなければならない。
- 3 原裁判所は、再審の請求をした者若しくは弁護人の申立により又は職権で、前項の期間を延長することができる。
- 4 刑事訴訟法第四百五十条の即時抗告については、同法第四百二十三条第二項の「申立書」とあるのを「抗告趣意書」と読み替える。
- 5 前四項の規定は、刑事訴訟法第四百二十八条第二項の異議の申立及び同法第四百三十三条の特別抗告の場合に準用する。